

1. 災害救助法が適用された市町村名（2026年6月26日時点）

福岡県 柳川市、うきは市、みやま市、八女郡広川町
 鹿児島県 薩摩川内市

（注）2026年6月24日以降、上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。最新の災害救助法適用市町村は[内閣府ホームページ](#)よりご確認ください。

2. 特別措置の内容

① 特定小売供給約款でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2026年5月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、6月、7月および8月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除	災害発生日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年12月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年12月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

② 需給契約条件または標準供給条件でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2026年5月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、6月、7月および8月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用日の電気料金の免除	災害発生日から6か月後の末日までの間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年12月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年12月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。